

令和3年度水戸市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

- 令和3年度水戸市水道事業決算
- 令和3年度水戸市下水道事業決算

上記決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

3 審査の期間

令和4年6月1日から同年8月8日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、決算書類及び決算附属書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7月5日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

決算書類及び決算附属書類は、法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

2 意見

(1) 水道事業会計

ア 有収率の向上について

有収率は、配水量がどの程度収益につながっているかを示すもので、前年度と比較して1.1ポイント低下し88.7%となった。これは、給水管の漏水調査を計画的に実施しているところではあるが、鉛製給水管の腐食などによる宅内での漏水の件数が前年度と比較して多かったことによるものと考えられる。今後は、老朽化した給水管の重点的な調査を実施するなど、より効果的な漏水調査を実施して漏水箇所を早期発見に努めるとともに、積極的に鉛製給水管の解消を推進することで、有収率の向上に取り組まれない。

イ 未収金の縮減について

水道料金の未収金については、滞納者に対する給水停止や本市から転出した者への訪問徴収などをしたことにより、前年度と比較して約900万円減少し、約2億2,700万円となった。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等に配慮しながら、未収金が累積しないよう滞納初期における的確な収納対策に取り組まれない。

今後も、水道料金等徴収業務の受託者との情報共有や連携強化を図り、引き続き未収金の縮減に努められたい。

ウ 経営の健全化について

水道事業を取り巻く今後の経営環境は、人口減少や節水機器の普及などにより水需要が減少する一方で、老朽化した施設等の更新や耐震化に多大な費用が必要となることから、より一層厳しくなるものと予測される。これらの状況を踏まえ、「水戸市水道事業経営戦略」に定める投資・財政計画に基づき、令和2年4月に水道料金の改定を行い、管路や施設の更新などに必要な資金の確保に努めているところである。今後も、市民に対してより分かりやすい経営状況や経営の見通しの情報提供に努めるとともに、良質な水道サービスを安定的に提供できるよう、中長期的な視点に立った経営の健全化に努められたい。

なお、茨城県は、令和4年2月に策定した「茨城県水道ビジョン」において、将来にわたり水道サービスを持続可能とするために、令和32年度を目標に、県内の水道事業を一元化する1県1水道の方針を示し、段階的に各市町村等の水道事業の広域連携を推進することとしている。本市においては、将来の経営状況を踏まえた上で、水道事業の運営について、本市単独である場合と広域連携をする場合を比較するなど、広域連携の効果や本市水道事業の将来展望について、慎重かつ丁寧に検討を進められたい。

(2) 下水道事業会計

ア 未収金の縮減について

下水道使用料の未収金については、前年度と比較して約700万円減少し、約4億5,600万円となった。一方で、下水道事業受益者負担金の未収金については、新規賦課件数が多かったことなどから約100万円増加し、約900万円となった。

今後も、下水道使用料等の未収金の新たな発生防止に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等に配慮しながら、未収金が累積しないよう未納者の状況に応じた的確な収納対策に取り組まれない。

また、受益者負担の公平・公正性確保の観点から、滞納者の資力等に応じて積極的に滞納処分を実施し、未収金の縮減に努められたい。

イ 基準外繰入金金の縮減について

一般会計からの繰入金総額は約49億円であり、前年度と比較して約9,000万円減少しているものの、そのうち、国が定めた基準に基づかない基準外繰入金は約12億8,000万円となっている。基準外繰入金は、下水道事業の収支不足に対する財政支援として行われているが、企業会計は独立採算制であり、下水道を利用している市民とそれ以外の市民との負担の公平性という観点からも課題であるため、安定した下水道サービスを提供していく上で必要最小限の支援となるよう、基準外繰入金金の縮減に努められたい。

ウ 経営の健全化について

下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少などにより水需要の伸びは期待できないため、下水道使用料の大幅な増加が望めない一方、老朽化した施設の改築費用や燃料費高騰による維持管理費の増加等が見込まれることから、厳しさを増していくことが想定される。これらの状況を踏まえ、平成29年度から令和5年度までを計画期間とする「水戸市下水道事業経営戦略」に基づいた取組を着実に推進されたい。

また、農業集落排水事業について、令和5年度から地方公営企業法を全部適用し、会計を下水道事業と統合する取組が進められていることから、農業集落排水事業との統合を踏まえた経営の効率化、合理化を図りながら、中長期的な視点に立った経営の健全化に努められたい。